

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 令和三年十月二十一日

告示

岐阜県告示第四百三十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 「一」(ベンゾ「b」チオフェンニール)シクロヘキシル「ピペリジン及びその塩類(通称Bencocyclidine、BTCP)
 - 2 N・N ジエチルニ「二」(四メトキシフェニル)メチル 五ニトロ「H」ベンゾ「d」イミダゾールニール「エタン」アミン及びその塩類(通称Metonitazene)
 - 3 キノリンハイル「三」(四・四ジフルオロピペリジンニール)スルフォニル 四メチルベンゾアイト及びその塩類(通称MF QMPSB)
 - 4 N(アダマンタンニール)「シクロヘキシルメチル」Hインダゾールニール「カルボキサミド及びその塩類(通称ACHMINACA、Adamantyl CHMINACA)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日

令和三年十月二十一日

令和三年十月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社